

令和7年10月16日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

丸浜舗道株式会社 山梨県甲府市東光寺一丁目7番8号

令和7年10月16日～令和7年11月15日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である丸浜舗道（株）は、山梨県発注の工事について、主任技術者を専任で置くことが必要であったにも関わらず、工期が重複している甲府市上下水道局発注の2件の工事についても同一の主任技術者を配置していた。

このことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から監督処分（指示）を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|---|----------------------------|
| （建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内 |

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上